

令和2年度補助対象事業を募集します！

補助金

# NPO等人権相談活動支援事業

NPO法人や市民活動団体が専門性を発揮して行う  
相談活動や人材育成等について、事業費の一部を補助します。

1 補助の対象  
次のいずれにも該当する県内NPO法人又は市民活動団体に限ります。

- (1) 人権相談、人権擁護に関する事業を3年以上行っていること
- (2) 定款または規約をもち、これまでの事業実績を証明できること

2 補助額  
補助額は補助対象経費の2分の1以内で、10万円を上限とします。

3 補助の対象となる人権活動の例（対象経費は裏面参照）

リーフレットの作成	ホームページの作成、改修
学習会の開催	相談会や親の会の開催
講演会の開催	研修の受講 等



人権啓発イメージキャラクター  
「こころちゃん」

定例的な事業の場合は、その事業に新たな企画等を加えてステップアップ（効率化・改善）していると認められることに限り対象とします。

## 補助の例

事業周知リーフレット作成	: 100,000円 / 1回	… 100,000円
ホームページの改修	: 70,000円 / 1回	… 70,000円
		170,000円

補助額1/2  
85,000円

4 申請  
申請方法は裏面に記載してあります。  
各種申請書はこちらからダウンロードできます。

こころちゃんの部屋

検索

5 留意事項  
国又は県及びそれらが支出する財団法人等から助成金を受けている事業は対象外です。  
令和3年3月末までに完了見込の事業に限ります。  
NPO法人については、県民活動支援室に事業報告書を提出しており、活動実績が確認できることを条件とします。  
任意団体については、過去の活動実績を証明する書類の提出を要します。  
事業認定には審査があります。また、予算の都合上、補助額が1/2以下となる場合があります。

## 【お問い合わせ先・ご提出先】

大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課 調整班 担当：秋吉  
〒870-8501 大分市大手町3-1-1 電話 097-506-3174

## 1. 応募手続き

事前相談（この事業は対象になるの？等、お気軽にご相談ください。）

事業計画書等の提出

書類	NPO法人	任意団体
事業計画書（第1号様式）		
団体調書（第2号様式）	×	
活動を証明する書類（資料、相談履歴、写真等）		
定款、規約		

（NPO法人については、県民活動支援室に提出している事業報告書（2019年度、2018年度、2017年度分）を提出してください。）

認定された事業については申請書を提出

## 2. 交付対象経費

大分県内において実施する人権講演会、相談活動に関する経費  
相談活動のための基盤整備に関する費用

項目	内容	対象外経費
報償費	講演会等に外部から講師を招いた場合の謝金	団体の構成員に対する給与、賃金
旅費交通費	・講師を県外から招いた場合の交通費 ・NPO等職員の人材育成のための県外旅費	
印刷製本費	講演会等のチラシ、団体紹介リーフレット等の印刷代	事務室の賃借料、リース料、通信費、光熱水費等団体の経常的な活動に係る経費
使用料及び賃借料	講演会等の開催に必要な会場や機器等の賃借料	飲食費（会議等の茶代、弁当代）
委託費	ホームページの作成、改修にかかる費用	机、椅子等事務所用備品の購入経費
需用費	・事業の実施に必要な事務消耗品購入費 ・NPO等職員の資質向上のための書籍等購入費	領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
その他	人権相談、人権啓発に必要と認められる経費	その他人権相談、権利擁護に必要な支出と認められない経費

## 3. 補助事業の流れ

事業内容、申請手続きや書類作成について、ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせ下さい。（電話097-506-3174）

